

広島県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年六月九日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
江田島市江田島町小用三丁目八五九九番三地 先から 江田島市江田島町小用三丁目八六一二番一地 先まで	旧	二六・六〇 六五・六〇	三〇・九〇	
江田島市江田島町小用三丁目八五九九番三地 先から 江田島市江田島町小用三丁目八六一二番一地 先まで	新	二一・四〇 五四・二〇	三〇・九〇	拡幅 幅員減少 不用物件延長 一一・〇〇 メートル